



うちなー健康経営宣言

第53号

令和 3 年 4 月 1 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

私たち株式会社健康科学センターは、社員が心身ともに健康で安心して働くことのできる会社を目指して、健康づくりに取り組むことを宣言します。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員が健診を受診しやすい環境をつくる。
5. 労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施する。
6. 従業員の健康に係る意識の向上
7. 従業員の適切な働き方の実現に向けた取り組み
8. 従業員のコミュニケーションの促進
9. 保健指導または特定保健指導の機会の提供
10. 食生活の改善に向けた取り組み
11. 運動機会の増進に向けた取り組み
12. 受動喫煙対策
13. 従業員の感染症予防に向けた取り組み
14. 長時間労働者への対応に関する取り組み
15. メンタルヘルス不調者（予備軍）への対応に関する取り組み